

喫煙可能室設置施設届出に関するチェックリスト

○ 届出の際に、店舗について以下の点について確認の上、届出書に添付してください。

確認された各項目の口にチェック☑を入れてください。(店舗名：)

<input type="checkbox"/> 1 喫煙可能室には20歳未満の方は立ち入ることができないことを確認した ※ 店内全部を喫煙可能(喫煙可能店)とした場合は、20歳未満の方(従業員を含む)の入店ができなくなりますのでご注意ください。
<input type="checkbox"/> 2 店舗が以下の喫煙可能室(店)の要件を満たしていることを確認した 【喫煙可能室(店)設置の要件】
<input type="checkbox"/> ① 2020年4月1日時点で営業している飲食店である ※届出書に営業許可日を記載してください
<input type="checkbox"/> ② 資本金または出資の総額が5,000万円以下である ※一つの大規模会社が、発行済株式又は出資総数又は総額の1/2以上を有する場合や、大規模会社(複数社)が、発行済株式又は出資総数又は総額の2/3以上を有する場合を除く
<input type="checkbox"/> ③ 客席面積が100㎡以下である
<input type="checkbox"/> 3 店舗の喫煙可能室(店)が技術的に適合しているか確認した 【店の一部に喫煙可能室を設置する場合⇒喫煙可能室の技術的基準】
<input type="checkbox"/> ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上ある
<input type="checkbox"/> ② たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている
<input type="checkbox"/> ③ たばこの煙が施設屋外に排気されている
【店内全部を喫煙可能とする場合⇒喫煙可能店の技術的基準】
<input type="checkbox"/> ① 店外に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている
<input type="checkbox"/> 4 標識について確認した 【店の一部に喫煙可能室を設置する場合⇒喫煙可能室】
<input type="checkbox"/> ① 店の出入口に「喫煙可能室あり」の標識を掲示した
<input type="checkbox"/> ② 喫煙可能室の出入口に「喫煙可能室」の標識を掲示した
<input type="checkbox"/> ③ 標識がダウンロードできないので窓口で配布希望 ※ 郵送の届出で、標識の送付を希望される方は、返信用封筒(送付先住所を記載した長3号定型封筒に84円切手を貼付)を同封してください。
【店内全部を喫煙可能とする場合⇒喫煙可能店】
<input type="checkbox"/> ① 店の出入口に「喫煙可能店」の標識を掲示した
<input type="checkbox"/> ② 標識がダウンロードできないので窓口で配布希望 ※ 郵送の届出で、標識の送付を希望される方は、返信用封筒(送付先住所を記載した長3号定型封筒に84円切手を貼付)を同封してください。
<input type="checkbox"/> 5 省令で定める次の書類を保管している
<input type="checkbox"/> ① 客席部分の床面積に係る資料(例:店舗図面等)
<input type="checkbox"/> ② (会社経営の場合)資本金の額または出資の総額に係る資料(例:登記簿謄本の写し等)
<input type="checkbox"/> 6 届出書は記載漏れがないか確認した ※ 内容確認のために職員から連絡することがあります。連絡が取れない場合、届出は受理できません。
<input type="checkbox"/> 7 届出先は店の所在地を所管する保健福祉事務所か確認した ※ 保健所設置市(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市)への届出が必要な方について、保健福祉事務所等に書類が郵送された場合、該当市への転送はしませんのでご注意ください。届出書記載のご連絡先へ連絡のうえ、返送等の対応とさせていただきます。 ※ 保健所設置市における届出の提出方法については、各市へお問い合わせください。

(2020年3月)